（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「新省令」という。）第四条第十五項から第二十四項まで、第五条から第六条の七まで及び第十五条の規定並びに様式第二号及び様式第七号は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新省令第二十六条の規定は、平成二十四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る監査報告書及び中間監査報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

3　新省令第三十二条の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る内部統制監査報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

4　地方公共団体金融機構が、平成二十一年三月三十一日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券を満期保有目的の債券（この省令による改正前の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第四条第十二項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。）へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新省令第四条第十二項及び第十条の規定の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第二十七号

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（指定周波数変更対策機関）

第三条　削除

第四条中「社団法人電波産業会」の次に「（平成七年五月十五日に社団法人電波産業会という名称で設立された法人をいう。）」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

○総務省令第二十八号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第二条第五項第一号」を「附則第二条第四項第一号」に改め、「収益の額」の下に「（次条及び附則第二条において「公営競技の収益の額」という。）」を加え、「第六号までの」を「第六号までに掲げる」に、「第十号までの」を「第十号までに掲げる」に改め、同条第三号及び第四号中「附則第二条第六項」を「附則第二条第五項及び第六項」に改め、同条第六号中「あん分」を「按分（あん）」に改め、同条第八号及び第十号中「あん分」を「按分」に改める。

第二条を次のように改める。

（累積赤字の額がある場合における公営競技の収益の額の特例）

第二条　平成二十三年度以降の各年度において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に定める金額をそれぞれ公営競技の収益の額とみなす。

一　累積赤字の額（イからハまでに掲げる金額の合計額からニからヘまでに掲げる金額の合計額を控除した金額をいう。次号において同じ。）が零を超える場合　零

イ　前条第七号及び第八号に掲げる金額の合計額

ロ　他の会計から公営競技会計に繰り入れられた金額及び公営競技会計が他の会計から借り入れた借入金のうち、イに掲げる金額に準ずるものとして総務大臣が認める金額

ハ　一部事務組合等が施行団体から交付を受けた負担金又は補助金及び一部事務組合等が施行団体から借り入れた借入金のうち、イに掲げる金額に準ずるものとして総務大臣が認める金額を収益配分率によつて按分して得た金額

ニ　イからハまでに掲げる金額の合計額が零を超える年度における前条第一号及び第二号に掲げる金額の合計額の総額

ホ　イからハまでに掲げる金額の合計額が零を超える年度において公営競技会計が事業外支出により積み立てた金額及び他の会計に貸し付けた貸付金の当該年度の末日における残高の合計額

ヘ　イからホまでに掲げる金額の合計額が零を超える場合において一部事務組合等が事業外支出により積み立てた金額及び施行団体に貸し付けた貸付金の当該年度の末日における残高の合計額を収益配分率によつて按分して得た金額

二　当該年度の前年度において算定した累積赤字の額が零を超える場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条に定めるところにより算定した金額から当該年度の前年度において算定した累積赤字の額を控除した金額

第三条を削る。

附則第二条の見出し中「平成二十二年度まで」を「平成二十七年度までの各年度」に改め、同条第一項中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、「及び第二条」を削り、「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「事業外収入とみなし、第四号に掲げる金額に相当する金額を第一条第五号に規定する事業外支出から控除するものとする」を「事業外収入とみなす」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項中「平成二十二年度」を「平成二十七年度」に、「、第二条及び前項」を「及び前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　平成十九年度から平成二十五年度までの各年度において、施行団体について競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）附則第七条第二項の規定により還付された金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を第一条第九号に規定する事業外収入とみなす。

3　平成十九年度から平成二十七年度までの各年度において、施行団体について当該年度におけるモーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正前のモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十九条、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した改正法第三条の規定による改正後のモーターボート競走法第二十五条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額に相当する金額を第一条第五号に規定する事業外支出から控除するものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の公営競技に係る納付金の納付に関する規則の規定は、平成二十三年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。

○総務省令第二十九号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第四十四条第四項の規定を実施するため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする総務省の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十二年総務省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

本則中「第三十三条第四項」を「第四十四条第四項」に改める。

別記様式を次のように改める。